

○津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程

平成 18 年 2 月 28 日
規 程 第 2 6 号

改正 平成 26 年 2 月 19 日規程第 1 号 平成 28 年 2 月 17 日規程第 11 号
平成 29 年 3 月 21 日規程第 27 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生事業の実施を目的として、津山工業高等専門学校福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職員宿舍への入居基準、入居者の選考等教職員宿舍の運営について必要な事項
- (2) 教職員のレクリエーション行事の計画及び実施に関すること。
- (3) 共済組合厚生費のうち、レクリエーション活動に関する経費の使用計画に関すること。
- (4) その他、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各系から推薦された教員各 1 人
- (2) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (3) 技術部職員のうちから 1 人
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が委任した者が、代理として出席することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第1号,第3号及び第4号に掲げる委員の任期は,1年とし,再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず,委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは,委員以外の者の出席を求め,その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は,総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか,委員会に関し必要な事項は,別に定める。

附 則

この規程は,平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月19日規程第1号)

この規程は,平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月17日規程第11号)

この規程は,平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日規程第27号)

この規程は,平成29年4月1日から施行する。